

幸手市学校跡地利活用計画

(さかえ小学校、吉田小学校、権現堂川小学校、
八代小学校) (素案)

令和●年●月

幸手市

目次

1	背景・目的	1
2	関連計画の整理	2
3	学校施設の状況	5
4	行政需要の把握	10
5	事業者等の意向把握	11
6	地域の意向把握	13
7	学校跡地利活用の個別方針	17
8	留意事項	20
9	今後の流れ	22

1 背景・目的

本市の児童生徒数は年々減少しており、小・中学校の小規模化が進んでいる状況です。

このような中、それぞれの地域の実情に応じて、少子化に対応した魅力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが求められていることから、子どもたちがいきいきと育つ、より良い教育環境づくりを目指し、令和5年7月に「幸手市立小・中学校適正規模・適正配置等に関する基本方針」を策定しました。

同方針に基づく学校再編によりさかえ小学校、吉田小学校、権現堂川小学校及び八代小学校が令和9年3月31日をもって閉校となりますが、「児童数の動向を注視しつつ、状況に応じて学校再編の適否について検討するもの」としており、今後も学校跡地が発生する可能性があります。

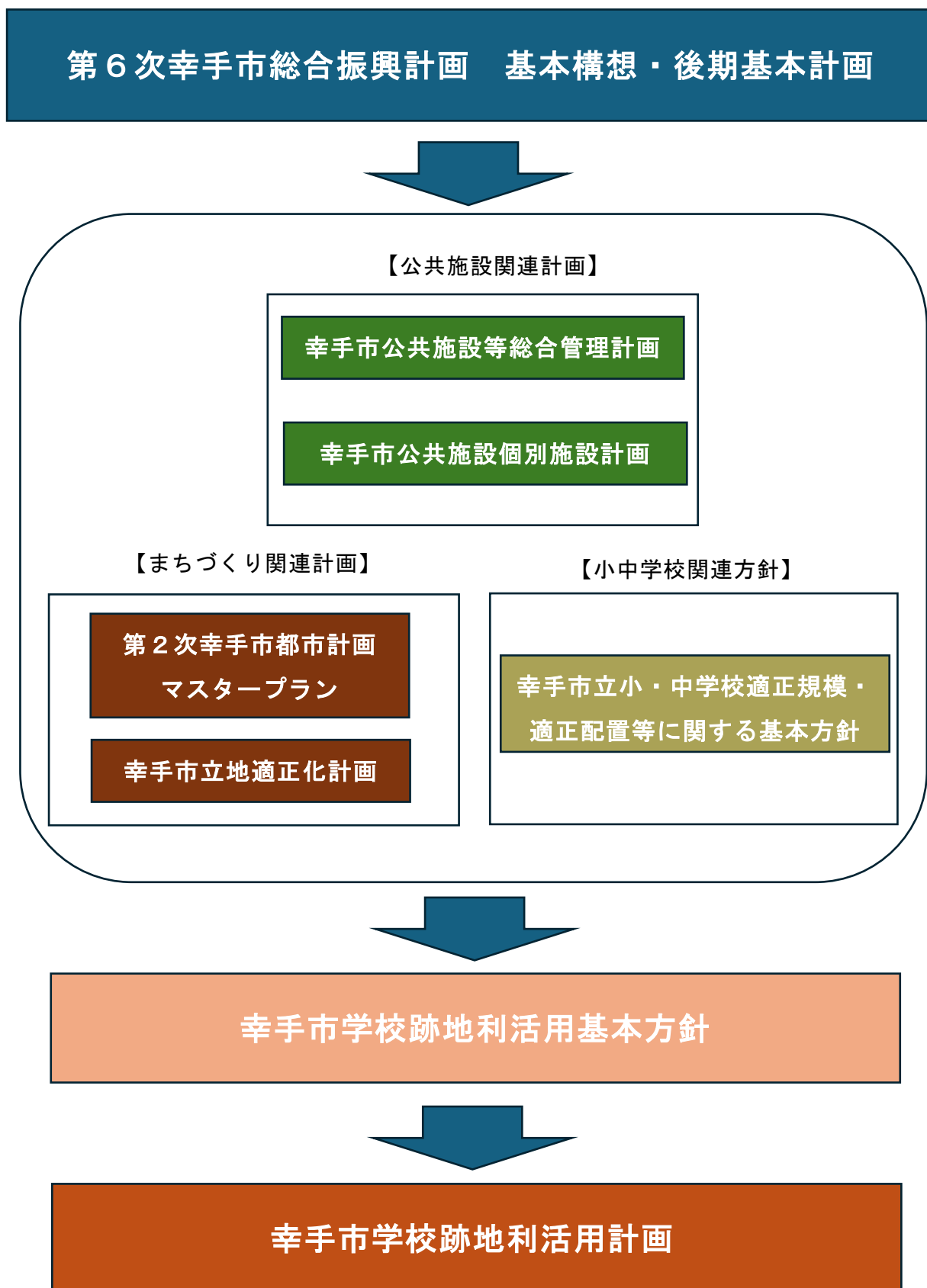
そこで、学校跡地の有効活用を図るため、跡地利活用の基本的な考え方や検討の進め方等を定めた「幸手市学校跡地利活用基本方針」（以下「基本方針」という。）を令和7年3月に策定しました。

基本方針においては、跡地の利活用に当たり、地域の活性化の観点から地域の意向を把握するとともに、民間事業者による利活用の可能性についても検討し、学校ごとに個別の利活用方針を決定することとしています。

このたび、4校が閉校となることから学校の利活用についての方針等を定める「幸手市学校跡地利活用計画(さかえ小学校、吉田小学校、権現堂川小学校、八代小学校)」を策定しました。

2 関連計画の整理

本市の最上位計画である「幸手市総合振興計画」等、関連計画と整合を図り、市のまちづくりの方針に沿った利活用を進める必要があります。



(1) 第6次幸手市総合振興計画 基本構想・後期基本計画(令和6年3月策定)

「第6次幸手市総合振興計画」は、本市の最上位計画であり、目指す将来都市像を「みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手」とし、これを実現するための施策等を定めています。

第7章の「市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち(行財政)」では、「将来を見据え、必要性和優先度を考慮した健全な財政運営を行うとともに、複雑化・多様化する市民ニーズを的確に把握し戦略的な行政運営を行います。」としています。

同計画では、施策として、公共施設アセットマネジメントの推進を掲げており、施設整備に当たっては、他の公共施設との連携、集約化・複合化による効率的なサービス提供方法や配置の在り方を十分検討し、将来的な財政負担の軽減を図ることとしています。

(2) 幸手市公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定、令和4年3月一部改訂)

「幸手市公共施設等総合管理計画」は、市が保有する建築物系、インフラ系の全公共施設を一元管理し、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用をすることで一定の行政サービスを維持しながら、長期的な財政支出の削減を図ることを目的に策定しました。

同計画では、公共施設等について、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の縮減・平準化を図るとともに、最適な配置を検討していく必要があるとしています。

(3) 幸手市公共施設個別施設計画(令和2年11月策定、令和7年3月一部改訂)

「幸手市公共施設個別施設計画」は、「幸手市公共施設等総合管理計画」を推進するため、建築物系公共施設の複合化、廃止、長寿命化等に取り組むための具体的な方向性を示すことを目的に策定されたものです。

同計画では、廃止した公共施設について、速やかに資産の活用(跡地活用、民間等への貸付・売却・譲渡等)を進め、総量縮減による維持管理コストの削減を図るものとしています。

(4) 第2次幸手市都市計画マスタープラン（令和4年3月策定）

「第2次幸手市都市計画マスタープラン」は、「第6次幸手市総合振興計画」で掲げる「みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手」をまちづくりの将来像として、都市計画に関する長期的な指針を示すものであり、市の都市計画を推進する際の重要な役割を果たしています。

同プランでは、市内を3つの地区に区分し、地区ごとにまちづくりの将来像や方針などを示しています。

(5) 幸手市立地適正化計画（令和7年3月策定）

「幸手市立地適正化計画」は、今後も加速度的に進むことが想定される人口減少や高齢化を見据え、持続可能なまちづくりを目指すために策定されたものです。

同計画では、都市機能を集積する区域である都市機能誘導区域や、居住の誘導を図る区域である居住誘導区域などを定め、土地利用を誘導するための施策や目標を設定しています。

(6) 幸手市立小・中学校適正規模・適正配置等に関する基本方針（令和5年7月策定）

「幸手市立小・中学校適正規模・適正配置等に関する基本方針」は児童生徒数の減少による教育効果の低下など学校運営の課題解決とともに、子どもたちにとって、より良い学びの環境を確保するために策定されました。

同方針では、東中学校区内の小学校3校（権現堂川小学校、吉田小学校、八代小学校）と中学校1校（東中学校）を一体的に捉えた学校再編を進め、義務教育学校を現在の東中学校に開校することを示しています。また、さかえ小学校を上高野小学校に統合する再編方針についても明記されています。

(7) 幸手市学校跡地利活用基本方針（令和7年3月策定）

「幸手市学校跡地利活用基本方針」は、学校の再編成により生じる跡地の利活用について、基本的な考え方や検討の進め方を示すために策定しました。

同方針では、学校跡地利活用についての基本的な考え方や、利活用にあたっての優先順位、配慮事項についても記載しています。

3 学校施設の状況

(1) 4校の位置図



(2) 学校施設の情報

① さかえ小学校

所在地	幸手市栄2-90
敷地面積	15,988.04 m ²
都市計画	第一種住居地域、第一種中高層住居 専用地域
建ぺい率	60%
容積率	100%
教育以外の 既存利用	指定避難所、学校開放事業
アクセス	幸手 IC から約 2 km 幸手駅から約 2 km 杉戸高野台駅から約 1 km



建物名	主体構造	建築年	階数	建築面積 (m ²)	床面積 (m ²)	耐震※
普通教室 棟+管理棟	鉄筋コンクリート造	1976	3	1,281.80	3,484.22	旧耐震基準
給食室	鉄骨造	1976	1	159.60	159.60	旧耐震基準
教室棟 (中央)	鉄筋コンクリート造	1977	3	320.70	913.26	旧耐震基準
教室棟(体 育館側)	鉄筋コンクリート造	1978	3	168.53	724.50	旧耐震基準
屋内運動場	鉄骨造	1978	1	800.00	800.00	旧耐震基準
風除室	鉄骨造	1978	1	36.45	36.45	旧耐震基準
プール付属室	コンクリートブロック造	1979	1	77.58	77.58	旧耐震基準
灯油庫	鉄骨造	1992	1	3.96	3.96	新耐震基準
屋外トイレ	コンクリートブロック造	1978	1	28.00	28.00	旧耐震基準

※旧耐震基準に該当する建物については、耐震改修の実施、または耐震診断により耐震性に問題がないことを確認しています。

②吉田小学校

所在地	幸手市惣新田 3159
敷地面積	23,750 m ²
都市計画	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	100%
教育以外の既存利用	指定避難所、学校開放事業
アクセス	幸手 IC から約 5 km 幸手駅から約 6 km 杉戸高野台駅から約 6 km



建物名	主体構造	建築年	階数	建築面積 (m ²)	床面積 (m ²)	耐震
教室棟	鉄筋コンクリート造	1984	3	1,268.03	3,024.17	新耐震基準
給食室	鉄骨造	1984	1	127.44	127.44	新耐震基準
屋内運動場	鉄骨造	1984	2	979.95	1,125.36	新耐震基準
体育小屋	木造	1984	1	49.68	49.68	新耐震基準
物置	鉄骨造	1985	1	39.74	39.74	新耐震基準
プール付属室	鉄筋コンクリート造	1984	1	93.00	93.00	新耐震基準
屋外トイレ	コンクリートブロック造	1984	1	30.71	28.95	新耐震基準
放課後児童 クラブ室	木造	2017	1	99.79	99.79	新耐震基準
防災倉庫	軽量鉄骨造	2002	1	14.10	14.10	新耐震基準

③権現堂川小学校

所在地	幸手市神明内 570
敷地面積	20,660 m ²
都市計画	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	100%
教育以外の既存利用	指定避難所、学校開放事業、選挙当日投票所
アクセス	幸手 IC から約 1 km 幸手駅から約 3 km 杉戸高野台駅から約 4 km



建物名	主体構造	建築年	階数	建築面積 (m ²)	床面積 (m ²)	耐震
教室棟	鉄筋コンクリート造	1985	3	871.42	2,424.59	新耐震基準
給食室	鉄筋コンクリート造	1985	1	113.60	113.60	新耐震基準
屋内運動場	鉄骨造	1985	2	873.26	968.61	新耐震基準
体育小屋	木造	1986	1	49.68	49.68	新耐震基準
プール附属室	鉄筋コンクリート造	1985	1	116.35	116.35	新耐震基準
灯油庫	コンクリートブロック造	1985	1	5.40	5.40	新耐震基準
陶芸小屋	コンクリートブロック造	1992	1	10.08	10.08	新耐震基準
屋外トイレ	コンクリートブロック造	1985	1	31.50	31.50	新耐震基準
放課後児童 クラブ室	木造	2016	1	99.37	99.37	新耐震基準
防災倉庫	軽量鉄骨造	2005	1	14.40	14.40	新耐震基準

④八代小学校

所在地	幸手市平須賀1丁目14
敷地面積	18,909 m ²
都市計画	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	100%
教育以外の既存利用	指定避難所、学校開放事業、選挙当日投票所
アクセス	幸手ICから約2km 幸手駅から約4km 杉戸高野台駅から約3km



建物名	主体構造	建築年	階数	建築面積 (m ²)	床面積 (m ²)	耐震※
屋内運動場	鉄骨造	1980	1	885.00	813.11	旧耐震基準
教室棟	鉄筋コンクリート造	1983	3	976.90	2,758.70	新耐震基準
給食室	鉄骨造	1983	1	119.70	119.70	新耐震基準
灯油庫	コンクリートブロック造	1983	1	5.36	5.36	新耐震基準
プール附属室	木造	1990	1	24.84	24.84	新耐震基準
陶芸小屋	コンクリートブロック造	1992	1	9.72	9.72	新耐震基準
体育小屋	木造	1999	1	53.82	53.82	新耐震基準
屋外トイレ	コンクリートブロック造	1980	1	29.40	28.00	旧耐震基準
放課後児童 クラブ室	木造	2017	1	99.79	99.79	新耐震基準

※旧耐震基準に該当する建物については、耐震改修の実施、または耐震診断により耐震性に問題がないことを確認しています。

4 行政需要の把握

(1) 公共施設としての活用の検討

庁内活用の意向を把握するため、庁内各課に対して意向調査を実施した結果、以下のとおり提案がありました。

具体的な活用方法としては、道の駅を核とした総合複合施設(仮称)との連携、既存公共施設の集約・複合化などのほか、防災の観点から避難所機能を維持する提案などがありました。

(2) 活用アイデア

施設名	概要
さかえ小学校	・ 既存公共施設を集約した複合施設
吉田小学校	・ 道の駅を核とした総合複合施設(仮称)との連携
権現堂川小学校	・ 提案なし
八代小学校	・ 提案なし
主な共通意見	・ 避難所としての活用 ・ 選挙の投票所としての活用

5 事業者等の意向把握

(1) 民間事業者を対象にサウンディング型市場調査を実施

民間事業者との「対話」を通じて、学校跡地の市場性の有無や活用アイデアなどを調査するためサウンディング型市場調査を実施しました。

①参加事業者数

現地見学会	3 事業者
サウンディング	5 事業者

②活用アイデア

施設名	概要
さかえ小学校	・ 提案なし
吉田小学校	・ 多機能型フットボールセンター ・ 陸上養殖
権現堂川小学校	・ 研究型学習施設 ・ 大規模太陽光発電設備
八代小学校	・ 福祉を中心とした多目的連携事業

③対話結果及び主な意見

対話結果 及び 主な意見	・ 土地建物共に賃貸借として利用したい ・ 事業実施の上で、賃借料や改修にかかる費用が大きい ・ 災害時に、体育館や校舎の一部を避難所として活用することは可能 ・ 全事業者が地域コミュニティと共存していく意向はあり
--------------------	--

(2) 企業アンケート調査

幅広い視点を取り入れた学校跡地の利活用の可能性を把握するため、企業アンケート調査を実施しました。

①調査設計・回答数

対象企業	埼玉県、東京都、茨城県、千葉県などに本社を構える企業約 1,000 社
調査期間	令和 7 年 8 月 22 日（金）～ 9 月 26 日（金）
有効回収数	82 件（うち利活用に関心があると回答した企業は 12 社）

②提案のあった主な活用アイデア

施設名	概 要
さかえ小学校	・スーパーマーケットを核とする商業施設
吉田小学校	・道の駅との連携での加工設備、農業体験施設
権現堂川小学校	・卵のパッキングセンター
八代小学校	・専修学校

6 地域の意向把握

(1) 第1回学校跡地利活用に関する市民懇談会

市民と意見交換をするため、市民懇談会を開催しました。

日にち・場所	<ul style="list-style-type: none">・令和7年7月11日(金) ウェルス幸手2階 研修室・令和7年7月12日(土) ウェルス幸手2階 研修室
内容	<ul style="list-style-type: none">・説明(幸手市学校跡地利活用基本方針について、全国の学校跡地利活用の状況について、今後のスケジュールについて)・懇談(質疑応答、意見交換)
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・教育施設として使ってほしい・文化的作品の展示ができる設備が欲しい・子どもや障がい者が集う場所になってほしい

(2) 第2回学校跡地利活用に関する市民懇談会

これまでの進捗状況及び市民アンケートやサウンディング調査の結果等について説明するとともに、市民と意見交換をするため、市民懇談会を開催しました。

日にち・場所	<ul style="list-style-type: none">・令和7年10月21日(火) 吉田小学校体育館・令和7年10月23日(木) さかえ小学校体育館・令和7年10月25日(土) 権現堂川小学校体育館・令和7年10月25日(土) 八代小学校体育館
内容	<ul style="list-style-type: none">・説明(学校跡地利活用基本方針やアンケートの調査結果等について)・懇談(質疑応答、意見交換)
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・避難所としての機能は残してほしい・閉校後も学校開放を継続してほしい・ドラマなどのロケ地・シニアレジデンス(高齢者向けの住まい)・教育と福祉の機能が融合した施設・農業施設

(3) 第3回学校跡地利活用に関する市民懇談会

学校跡地の利活用の方向性について説明をした上で、市民と意見交換をするため、市民懇談会を開催しました。

日にち・場所	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月24日(金) 八代小学校体育館 ・令和8年4月25日(土) 吉田小学校体育館 ・令和8年4月25日(土) 権現堂川小学校体育館 ・令和8年4月27日(月) さかえ小学校体育館
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・説明（需要調査の結果や学校跡地利活用の方向性について） ・懇談（質疑応答、意見交換）
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所としての機能は残してほしい ・閉校後も学校開放を継続してほしい ・市外から人を呼び込む施設 ・地域の人や子どもの健康づくりの場 ・RVパーク（車中泊ができる場所） ・宿泊施設

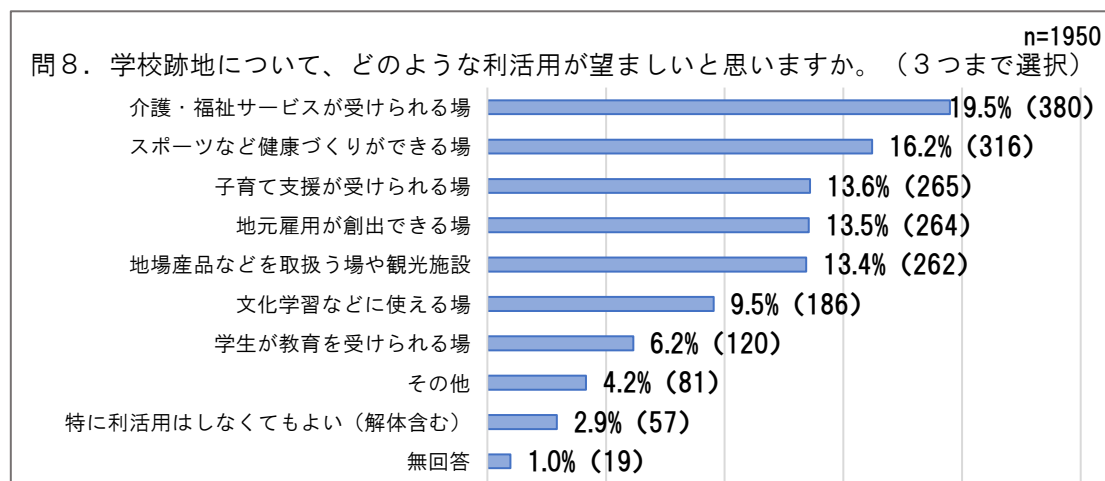
(4) 市民アンケート調査

幅広く市民の意見を聞くため、市民アンケート調査を実施しました。

① 調査設計・回答数

調査対象	幸手市内在住の18歳以上
対象者数	2,000人
調査期間	令和7年7月22日(火)～8月22日(金)
有効回収率	38.4%（内訳768件（郵送571件、インターネット197件））

② 結果概要(アンケート調査報告書より一部抜粋)

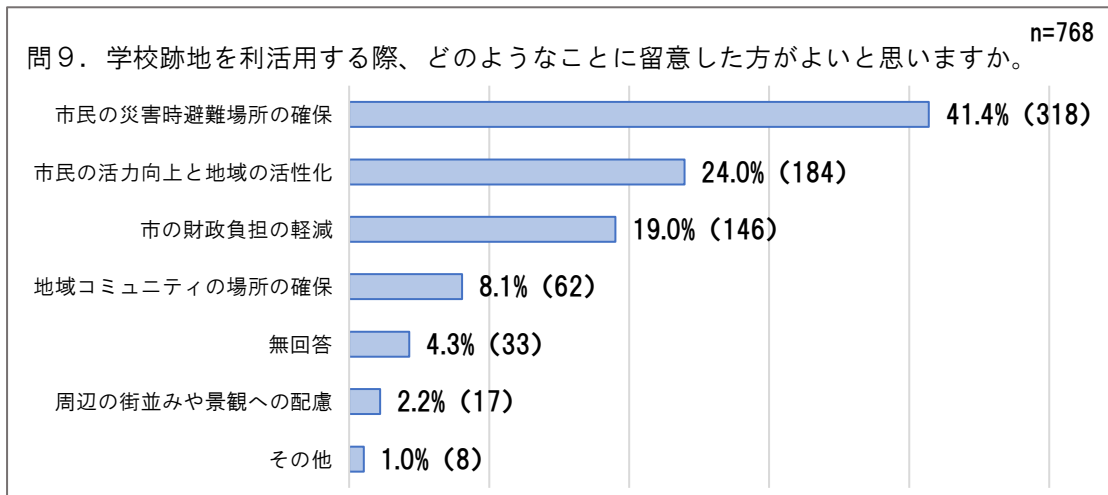


栄地区	
1位 介護・福祉サービスが受けられる場	24.4%
2位 地場産品などを取扱う場や観光施設	18.5%
3位 地元雇用が創出できる場	15.1%

吉田地区	
1位 介護・福祉サービスが受けられる場	20.7%
2位 地場産品などを取扱う場や観光施設	18.4%
3位 スポーツなど健康づくりができる場	17.2%

権現堂川地区	
1位 介護・福祉サービスが受けられる場	20.8%
2位 スポーツなど健康づくりができる場	17.4%
3位 子育て支援が受けられる場	15.8%

八代地区	
1位 介護・福祉サービスが受けられる場	20.3%
2位 スポーツなど健康づくりができる場	17.6%
3位 地元雇用が創出できる場	12.7%



栄地区	
1位 市民の災害時避難場所の確保	51.0%
2位 市民活力の向上と地域の活性化	15.7%
2位 市の財政負担の軽減	15.7%

吉田地区	
1位 市民の災害時避難場所の確保	41.0%
2位 市の財政負担の軽減	20.5%
3位 市民活力の向上と地域の活性化	17.2%

権現堂川地区	
1位 市民の災害時避難場所の確保	43.8%
2位 市民活力の向上と地域の活性化	31.3%
3位 市の財政負担の軽減	21.9%

八代地区	
1位 市民の災害時避難場所の確保	36.7%
2位 市民活力の向上と地域の活性化	32.7%
3位 無回答	10.2%

(5) 学校跡地利活用に関する意見を募集

学校跡地利活用について、市民からの意見を聞くため、市ホームページに投稿フォームを設置しました。

期 間	令和7年7月1日～令和8年5月31日
投稿者数	29人
主な意見	【学校利活用全般】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設、学校カフェ、校庭キャンプ場、バーベキュー場 ・ 農産物の直売所 ・ 自然を残して景観を維持してほしい ・ ドッグランも付いた道の駅 ・ 球技ができる公園、スポーツ施設 ・ 事務所、ワーキングスペース、習い事の教室、起業家が集まるインキュベーション施設 ・ 共同アトリエ ・ ドローンの練習に関する施設 ・ レジャー施設と商業施設 ・ 市役所の建て替え ・ 高齢者向けサービスセンター
	【さかえ小学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉施設 ・ 進学校の誘致 ・ フリースクール機能を中心とした教育支援施設
	【吉田小学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 物流車両の待機施設（有料）兼浸水害など災害用シェルター、首都圏における災害時の避難受け入れ拠点
	【権現堂川小学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・ こども食堂を併設した飲食店 ・ 6次産業の拠点化
	【八代小学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・ アクアボニックス（水産養殖、水耕栽培）に関する施設

7 学校跡地利活用の個別方針

「幸手市学校跡地利活用基本方針」において、利活用の優先順位を以下のとおり定めています。

優先順位①	市の政策における利活用
優先順位②	公共・公益的団体等による利活用
優先順位③	民間事業者による利活用

この優先順位と前項までの検討結果を踏まえ、各学校跡地利活用の個別方針を2つに区分しました。

1つ目が、「市の政策による利活用を基本とし、民間事業者等による利活用も検討する」という方針になります。これは、市による利活用及び市の政策における利活用を優先的に検討し、その実現が困難な場合、またはそれらを上回る効果が見込まれる場合に、公共・公益団体等または民間事業者による利活用の検討を進めるという方針になります。

2つ目が、「公共・公益団体等または民間事業者による利活用等とし、事業提案募集を実施する」という方針になります。これは、公共・公益団体等及び民間事業者による跡地利活用を図るという方針になります。

以上を踏まえて、各学校の方針は以下のとおりとします。

(1) さかえ小学校

現 状	当該地は市街化区域内に位置しているため、幅広い用途に活用可能であり、市の公共施設の適正配置を進める中で、施設の集約化・複合化の拠点として活用が期待されます。また、行政需要調査の中で活用の見込みがある回答となっています。
方 針	「市の政策による利活用を基本とし、民間事業者等による利活用も検討する」
留意事項等	「幸手市公共施設個別施設計画」において定める目標使用年数を基準とすると、主に利活用の中心になると想定される校舎及び屋内運動場について、校舎は大規模改修を実施しているため利活用の期限が令和18年までとなります。一方、屋内運動場については大規模改修を実施していないため、利活用の期限が令和10年までとなります。いずれの施設においても、目標使用年数の残存年数を念頭に置く必要があります。

(2) 吉田小学校

現 状	当該地の周辺は、道の駅を核とした総合複合施設（仮称）の計画が進行しているほか、地域の交通利便性を向上させる惣新田幸手線バイパスの整備が想定されており、今後の発展が期待されるエリアに立地しています。また、行政需要調査の中で活用の見込みがある回答となっています。
方 針	「市の政策による利活用を基本とし、民間事業者等による利活用も検討する」
留意事項等	「幸手市公共施設個別施設計画」において定める目標使用年数を基準とすると、主に利活用の中心になると想定される校舎及び屋内運動場の利活用の期限が令和 16 年までとなるため、目標使用年数の残存年数を念頭に置く必要があります。

(3) 権現堂川小学校

現 状	行政需要調査において活用のニーズが限定的である一方で、サウンディング型市場調査などの事業者等需要調査や、市民懇談会などの地域需要調査において、民間活力が十分に期待できることが把握できました。
方 針	「公共・公益団体等または民間事業者による利活用等とし、事業提案募集を実施する」
留意事項等	「幸手市公共施設個別施設計画」において定める目標使用年数を基準とすると、主に利活用の中心になると想定される校舎及び屋内運動場の利活用の期限が令和 17 年までとなるため、目標使用年数の残存年数を踏まえた利用を検討する必要があります。

(4)八代小学校

現 状	行政需要調査において活用のニーズが限定的である一方で、サウンディング型市場調査などの事業者等需要調査や、市民懇談会などの地域需要調査において、民間活力が十分に期待できることが把握できました。
方 針	「公共・公益団体等または民間事業者による利活用等とし、事業提案募集を実施する」
留意事項等	「幸手市公共施設個別施設計画」において定める目標使用年数を基準とすると、主に利活用の中心になると想定される校舎及び屋内運動場については、校舎の利活用の期限が令和 15 年、屋内運動場の利活用の期限が令和 12 年までとなるため、目標使用年数の残存年数を踏まえた利用を検討する必要があります。

8 留意事項

(1)法の規制

学校跡地を利活用する場合は、都市計画法、建築基準法及び消防法等の法の規制に留意する必要があります。

また、市街化調整区域に位置する学校については、都市計画法によって用途が厳しく制限されています。

なお、公募に当たっては、法令の範囲内での利活用を条件とする予定です。

(2)防災拠点

4校とも、指定避難所に位置付けられており、市民懇談会や市民アンケート調査などで避難所の維持を望む声が多く挙げられました。

こうしたことから、学校がこれまで担ってきた役割を踏まえ、地域の防災機能を維持します。

(3)施設の継続利用

市民懇談会などにおいて、学校開放事業などで施設を利用されている団体利用者から、閉校後の継続利用を望む声が多く挙げられました。

こうしたことから、新たな事業主体による利活用が開始されるまでは、地域住民や団体等による施設利用を継続します。

また、事業開始後においても施設の継続利用または代替的な活動場所の確保について検討します。

(4)事業手法

公共・公益団体等及び民間事業者が利活用する場合の事業手法には、大きく分けて「賃貸借」「売却」という2つの方法があります。

	賃貸借	売却
所有権の変更	変更なし	変更あり
施設の維持管理	協議による	新たな所有者が管理する
市の意向	所有権が変更とならないため 市の意向は反映させやすい	新たな所有者の所有となる ため市の意向は反映させにくい

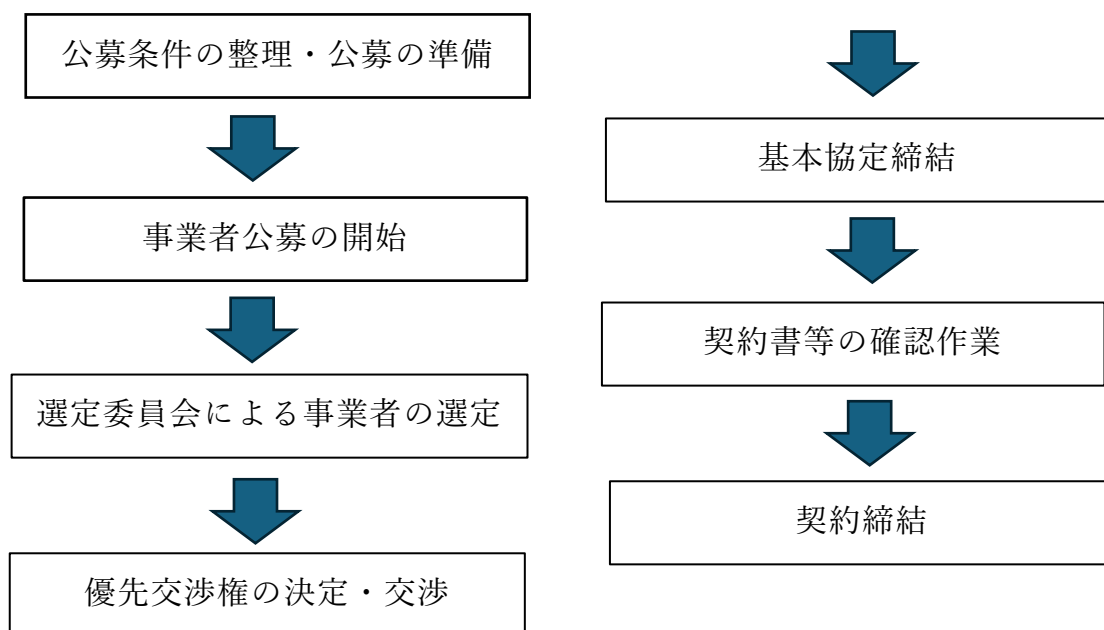
いずれの手法を採用する場合においても、地域において必要とされる機能や役割に十分配慮した条件設定を検討します。

9 今後の流れ

各学校の今後の流れについては、以下のとおりとします。

学校名	今後の流れ
さかえ小学校	市の政策における利活用を検討します。利活用の方向性が定まり次第、事業を実施します。
吉田小学校	市の政策における利活用を検討します。利活用の方向性が定まり次第、事業を実施します。
権現堂川小学校	本計画を基に、公募条件等を整理した上で令和9年度から以下の想定の流れで事業者公募の開始を予定しています。
八代小学校	本計画を基に、公募条件等を整理した上で令和9年度から以下の想定の流れで事業者公募の開始を予定しています。

【権現堂川小学校・八代小学校における公募の流れ（想定）】



※計画策定時点で想定している流れになるため、実際の公募とは相違する可能性があります。